

労働者派遣契約書

契約番号 第 号

業 務 名 称	生野区役所お客様エスコートサービス事業フロアマネージャー派遣（長期継続）											
契 約 金 額			十億			百万			千			円
う ち 取 引 に か か る 消費税及び地方消費税の額												
契 約 期 間	令和 7 年 2 月 1 日 ～ 令和 10 年 1 月 31 日											
派 遣 期 間	仕様書のとおり											
派 遣 労 働 者 の 就 業 場 所	本市指定場所											
保 証 事 項	☐ 契約保証金 円 ☐ 履行保証保険 ☒ 免除											
そ の 他												

上記派遣業務について、派遣先と派遣元事業主は、派遣元事業主の雇用する労働者を「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」（以下「労働者派遣法」という。）に基づき派遣先に派遣し、派遣先の指揮命令を受けて派遣先の業務に従事させるにあたり、上記事項及び裏面記載の各条項により、契約を締結するものとし、この契約を証するため本書2通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和 7 年 2 月 日

派遣先 大 阪 市 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号
 契約担当者 大阪市生野区長 筋原 章博

㊟

派遣元事業主 住所又は事務所所在地
 商号又は名称
 氏名又は代表者氏名

㊟

(総則)

第1条 派遣先及び派遣元事業主は、この契約書(頭書を含む。以下同じ。)に基づき、仕様書等(仕様書、現場(机上)説明書及び現場(机上)説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。)に従い、日本の法令を遵守し、この契約(この契約書及び仕様書等を内容とする労働者派遣契約をいう。以下同じ。)を履行しなければならない。

2 派遣元事業主は、契約書記載の派遣期間(以下「派遣期間」という。)に自己の雇用する労働者を派遣(以下「労働者派遣」という。)し、派遣先は、その対価を支払うものとする。

3 派遣元事業主は、この契約書若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は派遣先と派遣元事業主の協議がある場合を除き、契約を完了するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。

4 この契約の履行に関して派遣先と派遣元事業主との間で用いる言語は、日本語とする。

5 この契約に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。

6 この契約の履行に関して派遣先と派遣元事業主との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法(平成4年法律第51号)に定めるものとする。

7 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。

8 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。

9 この契約に係る一切の訴訟の提起又は調停の申立てについては、大阪簡易裁判所又は大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(指示等及び協議の書面主義)

第2条 この契約書に定める指示、請求、通知、報告、申出、承諾、質問、回答及び解除(以下「指示等」という。)は、書面により行わなければならない。

2 前項の規定に関わらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、派遣先及び派遣元事業主は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、派遣先及び派遣元事業主は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。

3 派遣先及び派遣元事業主は、この契約書の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。

(派遣期間及び派遣労働者の就業場所等)

第3条 この契約の派遣期間及び派遣労働者の就業場所等は次のとおりとする。

- (1) 業務内容 仕様書により定める内容
- (2) 派遣期間 仕様書により定める期間
- (3) 派遣労働者の就業場所 仕様書により定める就業場所
- (4) 派遣人数 仕様書により定める人数
- (5) 就業日 仕様書により定める日
- (6) 就業時間及び休憩時間 仕様書により定める時間
- (7) 休日労働及び時間外勤務 仕様書のとおり
- (8) 派遣労働者が従事する業務に伴う責任の程度 仕様書のとおり
- (9) 派遣先での便宜の供与に関する事項 仕様書のとおり

(10) 派遣労働者を協定対象派遣労働者に限るか否か 仕様書のとおり

(11) 派遣労働者を無期雇用労働者または 60 歳以上の者に限定するか否か 仕様書のとおり

(適正な就業条件の確保)

第 4 条 派遣元事業主は労働者派遣の対象となる労働者（以下「派遣労働者」という。）に対し、労働基準法、職業安定法、労働安全衛生法その他関係法令の規定を守り、適正な就業規則を定め、適切な労務管理を行い、派遣先の指揮命令等に従い、派遣先の職場の規則、秩序及び業務上知り得た秘密を守り、適正に業務に従事するよう派遣労働者を教育、指導しなければならない。

2 派遣先は、労働基準法等の諸規定並びにこの契約書及び仕様書等に定める就業条件を守り、派遣就業が円滑に行われるように努めなければならない。

(適正な労働者の派遣義務)

第 5 条 派遣元事業主は、この契約の目的を達成するために必要な資格、能力、知識、技術、健康、経験等があり、派遣就業の目的を達する適正な労働者を派遣先に派遣しなければならない。

2 派遣先は、派遣労働者が前項の目的達成に必要な要件を欠いていると認めたときは、派遣元事業主に対して、派遣労働者の交代を求めることができる。この場合において、派遣元事業主は、当該求めに応じて、派遣労働者を交代しなければならない。また、派遣労働者が当該要件を欠くに至った場合も同様とする。

3 派遣元事業主は、派遣労働者の病気、事故その他の事由により派遣労働者の人員に欠員が生じるおそれがある場合、直ちにその欠員の補充を行わなければならない。ただし、派遣先が派遣元事業主に対してその欠員の補充の必要がない旨を通知した場合は、この限りでない。

4 派遣元事業主は、この契約の履行に際して、第三者から派遣元事業主に派遣された派遣労働者を派遣先に派遣してはならない。

(安全衛生等)

第 6 条 派遣先及び派遣元事業主は、労働安全衛生法等に定める諸規程を遵守し、派遣労働者の安全衛生等の確保に努めなければならない。

2 派遣元事業主は、労働安全衛生法に定める雇入れ時の安全衛生教育を行ったうえ、派遣先に派遣しなければならない。

3 派遣元事業主は、派遣労働者に対し、必要に応じて雇入れ時の健康診断を行うとともに、派遣就業に適する健康状態の労働者を派遣先に派遣しなければならない。

4 派遣先は、派遣労働者に対し、可能な範囲で、派遣先の施設又は設備の利用等について便宜を供与することとする。

(事故等の報告義務)

第 7 条 派遣元事業主は、労働者派遣中に事故が発生したときは、その事故発生の帰責の如何に関わらず、直ちにその旨を派遣先に報告し、派遣先の指示を仰ぐこととし、遅滞なく書面により詳細な報告及びその後の具体的な事故防止策を、書面にて提出しなければならない。

2 前項の事故により、以降の事務の円滑な進行を妨げる恐れがあるときは、派遣元事業主は、速やかに問題を解決し、業務進行に与える影響を最小限にするよう、努めなければならない。

（個人情報等の保護に関する派遣元事業主の責務）

第 8 条 派遣元事業主は、この契約の履行にあたって個人情報及び業務に係るすべてのデータ（以下「個人情報等」という。）を取り扱う場合は、市民の個人情報保護の重要性に鑑み個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号。以下「個人情報保護法」という。）、大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和 5 年大阪市条例第 5 号）、大阪市特定個人情報保護条例（令和 5 年大阪市条例第 6 号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）及びその他の関連する法令等の趣旨を踏まえ、この契約書の各条項を遵守し、その漏えい、滅失、き損等の防止その他個人情報等の保護に必要な体制の整備及び措置を講じなければならない。

- 2 派遣元事業主は、派遣労働者その他関係人について、前項、第 9 条、第 10 条、第 11 条及び第 12 条の義務を遵守させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 派遣元事業主は派遣労働者に対し、第 1 項に定める個人情報保護について教育を行うとともに、派遣労働者から情報の保護に関する誓約書を提出させるものとする。

（個人情報等の管理義務）

第 9 条 派遣元事業主は、派遣先から提供された資料、貸与品等及び業務を行う上で得られた派遣元事業主及び派遣労働者の保有する記録媒体（光ディスク、磁気テープ、パンチカード、紙等の媒体をいう。以下「記録媒体等」という。）上に保有するすべての個人情報等の授受・搬送・保管・廃棄等について、適正に管理しなければならない。

- 2 派遣元事業主は、前項の記録媒体等について、派遣先の指示に従い廃棄、消去又は返却等を完了した際には、その旨を書面により派遣先に報告する等、適切な対応をとらなければならない。
- 3 第 1 項に規定する個人情報等の管理が適切でないと認められる場合、派遣先は派遣元事業主に対し、改善を求めるとともに、派遣先が派遣元事業主の個人情報等の管理状況を適切であると認めるまで労働者派遣を中止させることができる。

（目的外使用の禁止）

第 10 条 派遣元事業主は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を他の用途に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（外部持出しの禁止）

第 11 条 派遣元事業主は、派遣先が指定する場合以外は、記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を外部に持ち出してはならない。

（複写複製の禁止）

第 12 条 派遣元事業主は、業務を行うための記録媒体等及び記録媒体等上の個人情報等を複写又は複製してはならない。ただし、派遣先より書面による同意を得た場合はこの限りでない。

- 2 前項ただし書に基づき作成された複写複製物の管理については、第 9 条を準用する。

（個人情報等の保護状況に関する検査の実施）

第 13 条 派遣先は、必要があると認めるときは、派遣元事業主の個人情報等の保護状況について立入検査を実施することができる。

2 派遣元事業主は、派遣先の立入検査の実施に協力しなければならない。

3 第 1 項の立入検査の結果、派遣元事業主の個人情報等の保護状況が適切でないと認められる場合、派遣先は派遣元事業主に対し、その改善を求めるとともに、派遣元事業主が個人情報等を適切に保護していると認められるまで、労働者派遣を中止させることができる。

(個人情報の安全管理義務違反に対する措置等)

第 14 条 派遣先は、派遣元事業主がこの契約に基づく業務に関し、個人情報保護法第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定に違反しているとき、又はこの契約に基づく派遣元事業主の業務に従事している者が同法第 67 条に違反していると認めるときは、派遣元事業主に対して、行為の是正その他必要な措置を講ずるべき旨を求めることができる。

2 派遣先は、業務に関し個人情報等の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(派遣労働者等の個人情報の保護と適正な取扱い)

第 15 条 派遣元事業主が派遣先に提供することができる派遣労働者の個人情報は、労働者派遣法第 35 条及び同法施行規則の規定により派遣先に通知すべき事項に限るものとする。ただし、利用目的を示して当該派遣労働者の同意を得た場合は、この限りではない。

2 派遣先及び派遣元事業主は、業務上知り得た派遣労働者の個人情報等を正当な理由なく他に漏らし、又は開示等してはならない。

(職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例の遵守)

第 16 条 派遣元事業主及び派遣元事業主の役職員は、業務の履行に際しては、職員等の公正な職務の執行の確保に関する条例（平成 18 年大阪市条例第 16 号。以下「コンプライアンス条例」という。）第 5 条に規定する責務を果たさなければならない。

(公益通報等の報告)

第 17 条 派遣元事業主は、当該業務について、コンプライアンス条例第 2 条第 1 項に規定する公益通報を受けたときは、速やかに当該通報の内容を派遣先へ報告しなければならない。

2 派遣元事業主は、公益通報をした者又は公益通報に係る通報対象事実に係る調査に協力した者からコンプライアンス条例第 12 条第 1 項に規定する申出を受けたときは、直ちに当該申出の内容を派遣先へ報告しなければならない。

(調査の協力)

第 18 条 派遣元事業主及び派遣元事業主の役職員は、派遣先又は大阪市公正職務審査委員会がコンプライアンス条例に基づき行う調査に協力しなければならない。

(公益通報に係る情報の取り扱い)

第 19 条 派遣元事業主及び派遣元事業主の役職員並びに派遣元事業主であった者及び派遣元事業主の

役職員であった者は、正当な理由なく公益通報に係る事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(契約の保証)

第 20 条 派遣元事業主は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第 2 号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を派遣先に寄託しなければならない。

(1) 契約保証金の納付

(2) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結

2 前項の保証に係る契約保証金の額又は保険金額（第 4 項において「保証の額」という。）は、一般競争入札においては契約金額の 100 分の 10 以上、指名競争入札及び随意契約においては 100 分の 5 以上としなければならない。

3 第 1 項の規定により、派遣元事業主が同項第 2 号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。

4 契約金額の変更があった場合には、一般競争入札においては保証の額が変更後の契約金額の 100 分の 10 に達するまで、指名競争入札及び随意契約においては 100 分の 5 に達するまで派遣先は、保証の額の増額を請求することができ、派遣元事業主は、保証の額の減額を請求することができる。

5 第 1 項の規定に関わらず、派遣先がその必要がないと認めたときは、派遣元事業主は、同項各号に掲げる保証を付することを要しない。

6 第 1 項の規定により、契約保証金の納付が行われているときは、派遣先は、当該契約保証金をもって、この契約に基づき派遣元事業主が負担する賠償金、損害金又は違約金等に充当することができる。この場合において、なお不足があるときは、当該不足の額についてさらに請求する。

(権利義務の譲渡等)

第 21 条 派遣元事業主は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することができない。ただし、あらかじめ、派遣先の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 派遣元事業主は、業務を行う上で得られた記録等を第三者に譲渡し、貸与し、又は質権その他の担保の目的に供してはならない。ただし、あらかじめ、派遣先の承諾を得た場合は、この限りでない。

(秘密情報の保持)

第 22 条 本契約において「秘密情報」とは、本契約に基づく派遣業務の遂行により知り得た一切の情報で、次の各号に掲げる情報（個人情報を除く。）に該当しないものをいう。

(1) 派遣元事業主が提供を受けた時、既に所有していた情報

(2) 派遣元事業主が提供を受けた時、既に公知であった情報又はその後自己の責に帰さない事由により公知となった情報

(3) 派遣元事業主が提供を受けた後に、第三者から適法に取得した情報

(4) 提供された秘密情報によらず独自に作成した情報

(5) 法令の定め又は裁判所の命令に基づき開示を要請された情報

- 2 派遣元事業主は、本契約の期間中又はその終了後においても、秘密情報を善良な管理者の注意をもって保管し、秘密情報を派遣先の承諾なく複写又は複製してはならない。
- 3 派遣元事業主は、派遣労働者に対しても前項の秘密保持義務を遵守させなければならない。派遣労働者が前項に違反した場合は、派遣元事業主もこれに違反したものとして派遣先に対し、連帯して責任を負うものとする。
- 4 派遣元事業主は、本契約の期間中又はその終了後においても、本契約にかかる仕様書等（本契約に基づく債務を履行する上で得られた記録などを含む。）を第三者に閲覧若しくは複写させ、又は譲渡してはならない。ただし、派遣先が承諾した場合は、この限りでない。
- 5 派遣先は、派遣元事業主に対して、第2項に定める秘密を保持する義務の厳守を内容とする派遣先宛の誓約書を派遣労働者に作成させて、派遣先に提出させることができる。
- 6 派遣元事業主は、派遣労働者に対して、第2項に定める秘密情報の管理について教育を行うものとする。
- 7 派遣元事業主は、本契約の終了時又は派遣先から要請があった場合は、派遣先に対して、速やかに、開示された秘密情報のうち原本を返還可能なものについてはその原本及び複製物の一切を、秘密情報のうち原本を返還不能なものについてはその複製物の一切を返還しなければならない。ただし、開示された秘密情報の原本及び複製物の返還が不能である場合は、派遣先の承諾を得て、廃棄、消去など必要な措置を講じなければならず、当該必要な措置の実施について派遣先からの求めがあるときは、派遣先に対して、その実施を証する書面を提出しなければならない。

（責任者）

- 第23条 派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者の中から、派遣先は派遣先責任者、派遣元事業主は派遣元責任者を選任するものとする。
- 2 派遣先責任者及び派遣元責任者は派遣労働者の適正な就業確保のための措置を講じなければならない。

（苦情処理）

- 第24条 派遣先及び派遣元事業主は、労働者派遣法及び同法施行規則の定めに基づき、自己の雇用する労働者の中から、派遣先は派遣労働者から派遣先で苦情の申出を受ける者、派遣元事業主は派遣労働者から派遣元で苦情の申出を受ける者を選任するものとする。
- 2 派遣先及び派遣元事業主は、派遣労働者から苦情の申出があった場合には、互いに協力して迅速な解決に努めなければならない。
 - 3 派遣先の苦情の申出を受ける者が、派遣労働者からの苦情の申出を受けたときは、派遣先責任者へ連絡することとし、派遣先責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知することとする。
 - 4 派遣元で苦情の申出を受ける者が、派遣労働者から苦情の申出を受けたときは、派遣元責任者へ連絡することとし、派遣元責任者が中心となって誠意をもって遅滞なく、当該苦情の適正かつ迅速な処理を図ることとし、その結果について派遣労働者に通知することとする。
 - 5 派遣先及び派遣元事業主は、各々自らでその解決が容易であり、即時に処理した苦情の他は、相互に遅滞なく当該苦情について通知するとともに、その結果について必ず派遣労働者に通知することとする。

(指揮命令者)

第 25 条 派遣先は、派遣労働者を自ら指揮命令し派遣業務に従事させるため、指揮命令者を選任するものとする。

2 指揮命令者は、就業条件を守り、契約外の業務に従事させることのないよう留意し、派遣労働者に対し必要な指示を行う。

(権利の帰属)

第 26 条 派遣労働者が派遣就業に関連して作成した一切の成果物及びこれらに関する発明、発案、意匠、資料、情報、技術等（以下「関連発明等」という。）の所有権並びにこれらに関し、工業所有権を受ける権利（出願する権利を含む。）及びこれらに関する著作権その他一切の権利は、派遣先に帰属するものとする。

2 派遣元事業主は、関連発明等を本契約の有効期間内のみならず、その終了後も自己若しくは第三者のために使用し、又は第三者に開示してはならない。

3 派遣元事業主は、前項の義務を派遣労働者にも遵守させなければならない。

4 派遣元事業主は、関連発明等の使用、収益及び処分が第三者の知的財産権を侵害しないことを保証する。

5 派遣元事業主は、第三者の知的財産権の侵害に関する請求、訴訟等により派遣先に生じる一切の損害を賠償するものとする。ただし、その損害のうち派遣先の責に帰すべき事由に生じたものについてはこの限りではない。

6 派遣元事業主は、仕様書等に知的財産権に関する特別の定めがあるときは、これに従うものとする。

(貸与品等)

第 27 条 派遣先が派遣元事業主に貸与し、又は支給する業務に必要な物品等（以下「貸与品等」という。）の品名、数量、品質、規格、性能、引渡場所及び引渡時期は、別途仕様書等に定めるところによる。

2 派遣元事業主は貸与品等の引渡しを受けたときは、引渡しの日から 7 日以内に、派遣先に受領書又は借用書を提出しなければならない。

3 派遣元事業主は、貸与品等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

4 派遣元事業主は、業務の完了、又は仕様書等の変更等によって不用となった貸与品等を派遣先に返還しなければならない。

5 派遣元事業主は、故意又は過失により貸与品等が滅失若しくはき損し、又はその返還が不可能となったときは、派遣先の指定した期間内に代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えて損害を賠償しなければならない。

(派遣先の請求による派遣期間及び勤務時間の短縮等)

第 28 条 派遣先は、特別の理由により派遣期間及び勤務時間（以下「派遣期間等」という。）を短縮する必要があるときは、派遣期間等の短縮変更を派遣元事業主に請求することができる。派遣期間の短縮変更を行ったときには、第 44 条の規定によることとする。

2 派遣先は、前項の場合において、契約金額、履行期限その他の契約条件に影響を及ぼすものである

と認められるときは、契約内容を変更するものとする。

（契約金額の変更方法等）

第 29 条 契約金額の変更については、派遣先と派遣元事業主とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、派遣先が定め、派遣元事業主に通知する。

2 前項の協議開始の日については、派遣先が派遣元事業主の意見を聴いて定め、派遣元事業主に通知するものとする。ただし、派遣先が業務委託料の変更事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、派遣元事業主は、協議開始の日を定め、派遣先に通知することができる。

3 この契約書の規定により、派遣元事業主が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に派遣先が負担する必要な費用の額については、派遣先と派遣元事業主が協議して定める。なお、派遣先が負担する必要な費用の額については、当該変更された派遣業務量に 1 時間当たりの単価を乗じた金額の範囲内とする。

（一般的損害）

第 30 条 契約期間の完了前に、業務を行うにつき生じた損害（次条第 1 項又は第 2 項に規定する損害を除く。）については、派遣元事業主がその費用を負担する。ただし、その損害（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち派遣先の責に帰すべき事由により生じたものについては、派遣先が負担する。

（第三者に及ぼした損害）

第 31 条 派遣元事業主は、派遣労働者が派遣業務の遂行に関して、第三者との間でトラブル又は事故等が生じ、クレーム、損害賠償の請求その他法的手続の申立等があった場合、派遣元事業主の費用と責任により、これを処理解決する。

2 前項の規定に関わらず、同項の規定する費用（仕様書等に定めるところにより付された保険によりてん補された部分を除く。）のうち、派遣先の指示、貸与品等の性状その他派遣先の責に帰すべき事由により生じたものについては、派遣先がその費用を負担する。ただし、派遣元事業主が、派遣先の指示又は貸与品等が不適当であること等派遣先の責に帰すべき事由があることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

3 前 2 項の場合その他業務の実施に伴い第三者との間に紛争を生じた場合においては、派遣先と派遣元事業主が協力してその処理解決にあたるものとする。

（契約金額の変更に代える仕様書等の変更）

第 32 条 派遣先は、第 28 条又は第 30 条の規定により契約金額を増額すべき場合又は費用を負担すべき場合において、特別の理由があるときは、契約金額の増額又は負担額の全部又は一部に代えて仕様書等を変更することができる。この場合において、仕様書等の変更内容は、派遣先と派遣元事業主とが協議して定める。ただし、協議開始の日から 14 日以内に協議が整わない場合には、派遣先が定め、派遣元事業主に通知する。

2 前項の協議開始の日については、派遣先が派遣元事業主の意見を聴いて定め、派遣元事業主に通知しなければならない。ただし、派遣先が前項の契約金額を増額すべき事由又は費用を負担すべき事由が生じた日から 7 日以内に協議開始の日を通知しない場合には、派遣元事業主は、協議開始の日を定

め、派遣先に通知することができる。

（履行報告）

第 33 条 派遣元事業主は、仕様書等に定めるところにより、本契約に基づき派遣した派遣労働者の人数等、本契約に基づき履行した内容について派遣先に毎月報告しなければならない。

（検査）

第 34 条 派遣先又は派遣先が検査を行う者として定めた職員（以下「検査職員」という。）は、前条の規定による報告を受けたときは、報告を受けた日から 10 日以内に、仕様書等に定めるところにより、契約の履行を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を派遣元事業主に通知しなければならない。

（派遣料金の支払）

第 35 条 派遣元事業主は、前条の検査に合格したときは、検査合格した勤務時間数に 1 時間あたりの単価を乗じた派遣料金（以下「派遣料金」という。）の支払を請求することができる。なお、派遣料金に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円未満を切捨てた金額の請求をするものとする。

- 2 派遣先は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に派遣料金を支払わなければならない。
- 3 派遣先が、その責に帰すべき事由により前条の期間内に検査を完了しないときは、その期限を経過した日から検査を完了した日までの期間の日数は、前項の期間（以下「約定期間」という。）の日数から差し引くものとする。この場合において、その遅延日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は、遅延日数が約定期間の日数を超えた日において満了したものとみなす。

（債務不履行に対する派遣元事業主の責任）

第 36 条 派遣元事業主は、自らの帰責事由の有無を問わず、本契約に定める条項に違反して派遣先に損害を与えた場合、当該損害を回復するために必要な一切の措置をとるものとし、かつ派遣先が被った直接かつ通常の影響を賠償するものとする。

- 2 前項において派遣元事業主が負うべき責任は、第 34 条の規定による検査に合格したことをもって免れるものではない。
- 3 第 1 項の規定は、派遣元事業主の契約違反が仕様書等の記載内容、派遣先の指示又は貸与品等の性状により生じたものであるときは適用しない。ただし、派遣元事業主がその記載内容、指示又は貸与品等が不適當であることを知りながらこれを通知しなかったときは、この限りでない。

（債務不履行の場合における損害金等）

第 37 条 派遣元事業主の責に帰すべき事由により派遣期間に派遣労働者を派遣することができない場合において、派遣先は、派遣元事業主から違約金を徴収することができる。

- 2 前項の違約金の額は、契約金額から当該契約に係る支払済みの代金を控除した額につき、派遣労働者を派遣できない日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額とする。
- 3 派遣先の責に帰すべき事由により第 35 条第 2 項の規定による派遣料金の支払が遅れた場合におい

ては、派遣元事業主は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、契約日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額の遅延利息の支払を派遣先に請求することができる。

(不当な取引制限等に係る損害賠償金)

第37条の2 派遣元事業主は、次の各号のいずれかに該当するときは、派遣先に対し、損害賠償金として、この契約の契約金額の100分の20に相当する額を、派遣先の指定する期間内に納付しなければならない。この契約が履行された場合において次の各号のいずれかに該当するときも、同様とする。

- (1) 派遣元事業主が、この契約について、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号の規定に違反するとして、排除措置命令等(独占禁止法第49条に規定する排除措置命令又は独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令(同法第7条の9第2項又は第20条の2から第20条の6までの規定による命令を除く。以下「納付命令」という。)をいう。以下同じ。)を受け、これらが確定したとき(確定した納付命令が独占禁止法第63条第2項に基づき取り消されたときを含む。以下同じ。)
- (2) この契約について、確定した排除措置命令等(派遣元事業主以外の者に対するものに限る。)において、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされたとき。
- (3) 確定した排除措置命令等において、派遣元事業主に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該行為の対象となった取引分野が示された場合(この契約が示された場合を除く。)に、この契約が、当該期間における入札又は見積書の徴取によるものであり、かつ、当該取引分野に該当するとき。
- (4) 派遣元事業主又は派遣元事業主の役員若しくは使用人が、この契約について、刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定に該当することにより有罪判決を受け、当該判決が確定したとき。

2 前項の場合において、派遣元事業主がこの契約について行った独占禁止法第3条若しくは第8条第1号の規定に違反する行為又は派遣元事業主若しくは派遣元事業主の役員若しくは使用人がこの契約について行った刑法第96条の6に規定する行為により派遣先が受けた損害額から前項の規定に基づき納付される額を控除して残余の額があるときは、派遣先は、当該残余の額についてさらに損害賠償を請求する。

3 第1項の規定により派遣元事業主が損害賠償金を納付する場合においては、当該損害賠償金のうち、当該契約に係る支払済みの代金の契約金額に対する割合に相当する部分について、当該代金の支払の日から、支払の日における民事法定利率(民法第404条第3項の規定に基づき法務省令で定める率を言う。以下同じ。)の割合による利息を付さなければならない。

(派遣先の解除権)

第38条 派遣先は、派遣元事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、契約を解除することができる。ただし、当該不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。

- (1) 正当な理由なく契約を履行しないとき又は履行の見込みがないとき。
- (2) 契約の履行にあたり派遣先の指示に従わないとき又は派遣先の職務の執行を妨げたとき。
- (3) コンプライアンス条例の規定に基づく調査に正当な理由なく協力しないとき又は同条例の規定

に基づく勧告に正当な理由なく従わないとき。

(4) 前各号のほか契約事項に違反したとき。

2 派遣先は、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の催告をすることなく、直ちに契約の解除をすることができる。

(1) 第 21 条の規定に違反し、派遣先の承諾を得ずに、本契約から生じる債権を譲渡したとき。

(2) 派遣元事業主の債務の全部が履行不能であるとき。

(3) 派遣元事業主がこの契約の全部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。

(4) 派遣元事業主の債務の一部の履行が不能である場合又は派遣元事業主が債務の一部の履行を拒絶する意思を明確に表示した場合において、残存する部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(5) 契約の性質や派遣先の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、派遣元事業主が履行をしないでその時期を経過したとき。

(6) 前各号に掲げる場合のほか、派遣先が前項の催告をしても、派遣元事業主がその債務を履行しない又は契約の目的を達するのに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかであるとき。

(7) 派遣元事業主が第 41 条第 1 項の規定によらないでこの契約の解除を申し出たとき。

(8) 大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「暴力団排除条例」という。）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）に、本契約から生じる債権を譲渡したことが判明したとき。

(9) この契約の締結又は履行について不正な行為があったとき。

(10) 派遣先に重大な損害又は危害を及ぼしたとき。

(11) 監督官庁から営業許可の取り消し、停止等の処分を受けたとき。

(12) 清産手続、特別清算手続、会社更生手続、民事再生手続、その他法的倒産手続（本契約締結後に制定されたものを含む。）開始の申立てがあったとき若しくは私的整理が開始されたとき又はそれらの手続がなされるおそれがあるとき。

3 第 1 項及び第 2 項各号に掲げる事項が派遣先の責めに帰すべき事由によるものであるときは、派遣先は、契約の解除をすることができない。

（誓約書の提出）

第 39 条 派遣元事業主及び暴力団排除条例第 7 条に規定する下請負人等（以下「下請負人等」という。）は、暴力団員又は暴力団密接関係者でないことをそれぞれが表明した誓約書を、派遣先に提出しなければならない。ただし、派遣先が必要でないと判断した場合はこの限りでない。

（暴力団排除に伴う契約の解除）

第 39 条の 2 派遣先は、次の各号のいずれかに該当するときは、催告をすることなく直ちに契約を解除する。

(1) 暴力団排除条例第 8 条第 1 項第 6 号に基づき、派遣元事業主（派遣元事業主が共同体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この条において同じ。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められたとき。

- (2) 派遣先は、暴力団排除条例第8条第1項第7号に基づき、下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合において、派遣元事業主に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、派遣元事業主が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したとき。

(契約が解除された場合の違約金)

第39条の3 次の各号のいずれかに該当する場合においては、派遣元事業主は、一般競争入札においては契約金額の10分の1、指名競争入札、随意契約においては100分の5に相当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

(1) 第38条第1項及び第2項の規定によりこの契約が解除された場合（派遣元事業主の責めに帰することができない事由による場合を除く。）

(2) 派遣元事業主がその債務の履行を拒否し、又は派遣元事業主の責めに帰すべき事由によって派遣元事業主の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項に該当する場合とみなす。

(1) 派遣元事業主について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 派遣元事業主について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 派遣元事業主について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

3 前条の規定により契約が解除された場合においては、派遣元事業主は、契約金額の100分の20に該当する額を違約金として派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

(契約解除に伴う損害賠償金)

第39条の4 前条に規定する場合において、派遣先に生じた実際の損害額が、前条に規定する違約金の額を超える場合には、派遣元事業主は超過額を派遣先の指定する期間内に支払わなければならない。

(派遣先の損害賠償請求)

第39条の5 派遣先は、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるときは、これによって生じた損害の賠償を派遣元事業主に対し請求することができる。ただし、その債務の不履行が派遣元事業主の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(業務完了前の派遣先の任意解除権)

第40条 派遣先は、業務が完了するまでの間は、第38条第1項及び第2項並びに第39条の2の規定によるほか、必要があるときは、契約を解除することができる。

2 派遣先は、前項の規定により契約を解除したことにより派遣元事業主に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

(派遣元事業主の解除権)

第41条 派遣元事業主は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。た

だし、派遣元事業主の責に帰すべき事由によるものであるときは、この限りでない。

(1) 第 28 条の規定により派遣期間等を変更したため契約金額が 3 分の 2 以上減少したとき。

(2) 派遣先が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

- 2 派遣元事業主は、前項の規定により契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を派遣先に請求することができる。ただし、前項各号に掲げる事項が派遣先の責に帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

(解除の効果)

第 42 条 契約が解除された場合には、第 1 条第 2 項に規定する派遣先及び派遣元事業主の義務は消滅する。

(解除に伴う措置)

第 43 条 派遣元事業主は、契約が解除された場合において、貸与品等があるときは、当該貸与品等を派遣先に返還しなければならない。この場合において、当該貸与品等が派遣元事業主の故意又は過失により滅失又はき損したときは、代品を納め、若しくは原状に復して返還し、又は返還に代えてその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項前段に規定する派遣元事業主のとりべき措置の期限、方法等については、契約の解除が第 38 条又は第 39 条の 2 の規定によるときは派遣先が定め、第 40 条又は第 41 条の規定によるときは派遣元事業主が派遣先に意見を聴いて定めるものとし、前項後段に規定する派遣元事業主のとりべき措置の期限、方法等については、派遣先が派遣元事業主の意見を聴いて定めるものとする。

(派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置)

第 44 条 派遣先及び派遣元事業主は、派遣元事業主の派遣労働者の責に帰すべき事由によらずにこの契約の解除を行う場合には、派遣先又は派遣元事業主の関連会社等での就業をあっせんする等により、派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとする。

- 2 派遣先は、派遣先の都合により契約の解除を行おうとする場合には、前項の規定に従いこの契約に係る派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ることとし、これができないときには、派遣元事業主に対し、少なくとも 30 日前までに書面にて契約解除の予告をしなければならない。なお、派遣先は、当該予告を行わない場合は 30 日分、当該予告をした日から契約解除までの期間が 30 日に満たないときは当該契約解除の日の 30 日前から当該予告の日までの日数分の支払額に相当する額の損害賠償を派遣元事業主に対して行うものとする。
- 3 派遣先は、契約期間が満了する前に契約の解除を行う場合であって、派遣元事業主から請求があったときは契約の解除を行う理由を明らかにするものとする。
- 4 派遣先は、第 2 項の規定に基づき、派遣元事業主が派遣労働者を余儀なく休業させる場合は休業手当相当額、やむを得ない事由により解雇する場合は賃金相当額の損害賠償を行うこととする。
- 5 その他、派遣労働者の雇用の安定を図るために必要な措置に関して、派遣先は、派遣元事業主と十分に協議したうえで、適切な善後処理方策を講じなければならない。また、派遣先及び派遣元事業主の双方の責に帰すべき事由がある場合には、派遣先及び派遣元事業主のそれぞれの責に帰すべき部分の割合についても十分に考慮することとする。

(保険)

第 45 条 派遣元事業主は、仕様書等に基づき保険を付したとき又は任意に保険を付しているときは、当該保険に係る証券又はこれに代わるものを直ちに派遣先に提示しなければならない。

(賠償金等の徴収)

第 46 条 派遣元事業主がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を派遣先の指定する期間内に支払わないときは、派遣先は、その支払わない額に派遣先の指定する期間を経過した日から派遣料金支払いの日までの日数につき、支払期日の翌日における民事法定利率の割合で計算した利息を付した額と、派遣先の支払うべき派遣料金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2 前項の追徴をする場合には、派遣先は、派遣元事業主から遅延日数につき支払の日における民事法定利率の割合で計算した額の延滞金を徴収する。

(派遣先が派遣労働者を雇用する場合の紛争防止措置)

第 47 条 労働者派遣の役務の提供の終了後、当該派遣労働者を公募により大阪市に採用する時は、派遣先は派遣元事業主にその旨を速やかに通知する。なお、派遣先は派遣元事業主に手数料を支払わない。

(情報通信の技術を利用する方法)

第 48 条 この契約書において書面により行わなければならないこととされている指示等及び第 12 条第 1 項に規定する書面による同意は、日本国の法令に違反しない限りにおいて、電磁的方法を用いて行うことができる。ただし、当該方法は書面の交付に準ずるものでなければならない。

(補則)

第 49 条 この契約書に定めのない事項については、大阪市契約規則及び大阪市会計規則に従うものとし、その他は必要に応じて派遣先と派遣元事業主との間で協議して定めるものとする。